

令和 5 年度税制要望

令和 4 年 6 月

一般社団法人 日本観光・IR 事業研究機構

要望の理由

IR 整備法に基づき日本で初めて整備しようとしている IR は、「我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展のために・・・観光・・・促進・・・が一層重要になっていることに鑑み、・・・観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的」としています（IR 整備法第 1 条抄）。

IR は、観光の起爆剤として導入されるものであり、特にアフターコロナの観光を高成長軌道にのせるため、是非成功させる必要があります。

また、IR の成功は、IR 整備法の目的にあるとおり、納付金、入場料等の国と地方公共団体への支払いによって財政の改善につながるものであります。

他方、IR の整備は事業者や金融機関から非常に巨額の資金拠出を要するものであり、IR 事業の成否に大きな影響を及ぼす税制については、その拠出の前に法令として具体化されていなければ、拠出の判断と着工が極めて困難になってまいります。

令和 3 年 12 月の税制大綱では、「昨年の税制大綱に示された方向に基づき、令和 5 年度以降の税制改正で具体化する」とされているところ、「方向」だけではあいまいですので、令和 5 年度に是非とも「具体化」していただくよう、お願い申し上げます。

(令和3年12月税制大綱で記載されている令和2年12月の税制大綱関係部分)

① 所得税

IR事業の国際競争力を確保する観点から、非居住者のカジノ所得について非課税とする。

なお、居住者のカジノ所得については、国内の公営ギャンブルと同様、課税とする。支払調書の提出は求めず、税務当局が国税通則法に基づく情報照会手続を活用すること等を通じ、自主的な適正申告の確保を図る

② 消費税

カジノに係る売上げが不課税となることを前提に、カジノに係る事業に対応する課税仕入れについて仕入税額控除を制限する。その際、消費税法上の他の制度と同様、カジノに係る事業の収入がIR事業全体の収入に比して少ない場合(5%以下)は、仕入税額控除制度の適用を可能とする。なお、カジノ以外の事業に対応する課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を可能とする。

③ 法人税

カジノ行為関連景品類について、諸外国で実施されている不特定多数の者に対する広告宣伝のための割引等クーポンの提供は広告宣伝費に、賭金額等に応じ一定の基準に基づき行うキャッシュバックは売上割戻しに該当することなど、課税上の取扱いを明確化する。

具体化の要望内容

1-1 所得税法において、非居住者のカジノ所得について非課税とする旨の改正をしていただくこと。

1-2 居住者のカジノ所得について、支払調書を求めるような法令化は行わないことを確認いただくこと。また、個々の顧客の勝ち分を常時すべて把握することは現実にはできないことを確認いただくこと。

2-1 カジノに係る売上げが消費税法において不課税であることを法令上明確にさせていただくこと。

2-2 カジノ業務による売上げとカジノ業務以外の業務による売上げに共通して要する課税仕入れ等の按分の基準について、カジノ管理委員会規則・国土交通省令第 号（令和4年 月 日）第6条第2項に基づき届出た費用の配賦の方法によることを法令化していただくこと。

3-1 諸外国で実施されているコンプ（カジノ行為関連景品類）について、法人税法において損金として扱うことを例えば通達で明確化していただくこと。

3-2 カジノ行為関連景品類の受取り側（顧客）に対して、所得税が課されるものではないことを確認いただくこと。